

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号
並びに会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2023 年 2 月 28 日

バリュエンスホールディングス株式会社
株式会社米自動車

2023年2月28日

株式交換に関する事後開示事項

(株式交換完全親会社)

東京都港区南青山五丁目6番19号 MA5
バリュエンスホールディングス株式会社
代表取締役 寄本 晋輔

(株式交換完全子会社)

東京都港区東麻布一丁目10番13号
東麻布アネックスビル1F
株式会社米自動車
代表取締役 米 武士

バリュエンスホールディングス株式会社(以下「バリュエンスホールディングス」といいます。)と株式会社米自動車(以下「米自動車」といいます。)は、2022年12月22日付けで締結した株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)に基づき、2023年2月28日を効力発生日として、バリュエンスホールディングスを株式交換完全親会社、米自動車を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第190条第1号)

2023年2月28日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第190条第2号)

- (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求をした米自動車の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

米自動車は、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2023 年 1 月 26 日付けで、米自動車の株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社であるバリュエンスホールディングスの商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った米自動車の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

バリュエンスホールディングスは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項第 1 号の規定により、2023 年 2 月 7 日付けで、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全子会社である米自動車の商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易株式交換であるため、バリュエンスホールディングスの株主による株式の買取請求はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会

社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換により、バリュエンスホールディングスに移転した米自動車の株式の数は、普通株式 16 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) バリュエンスホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したバリュエンスホールディングスの株主はおりませんでした。
- (2) 米自動車は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2023 年 1 月 26 日付け株主総会決議により、本株式交換の承認を得ております。
- (3) バリュエンスホールディングスは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時における米自動車の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、バリュエンスホールディングスを除きます。）に対し、その所有する米自動車の株式に代わり、その有する米自動車の株式の数の合計数に 2,175 を乗じて得た数のバリュエンスホールディングスの普通株式を割当交付いたしました。なお、バリュエンスホールディングスが交付した普通株式の合計は 34,800 株です。
- (4) 本株式交換により増加したバリュエンスホールディングスの資本金、資本準備金及び利益準備金の額は以下のとおりです。
 - ① 資本金の額
0 円
 - ② 資本準備金の額
会社計算規則第 39 条の規定に従いバリュエンスホールディングスが別途定める金額
 - ③ 利益準備金の額
0 円

以上